

# 後期高齢者医療保険料の 軽減基準を改定 決定通知書等は7月中旬に発送

後期高齢者医療保険料は、被保険者すべての方が負担する「均等割額」と、被保険者の前年の所得に応じて負担する「所得割額」の合計額となります。それぞれの軽減基準が改定されました(表1・表2)。

## 被扶養者だった方の軽減

後期高齢者医療制度の対象となった日の前日まで会社の健康保険など(国保・国保組合は除く)の被扶養者だった方は、均等割額が9割減額となり、所得割額はかかりませんでした。平成29年度から表3のとおり改定されました。

表1 所得割額の軽減

賦課のもととなる所得金額※1	軽減割合	
	新	旧
15万円以下※2	70%	100%
20万円以下※2	45%	75%
58万円以下※3	20%	50%

※1 前年の総所得金額および山林所得金額、株式・長期(短期)譲渡所得金額等の合計から基礎控除額33万円を控除した額です(ただし、雑損失の繰越控除額は控除しません)。  
※2 東京都後期高齢者医療広域連合独自の軽減措置です。  
※3 平成30年度以降、廃止予定です。それに伴い、15万円以下、20万円以下についても見直しが行われています。

表2 均等割額の軽減

総所得金額等の合計が下記に該当する世帯		軽減割合
新	旧	
33万円以下で被保険者全員が年金収入80万円以下(その他の所得がない)		9割
33万円以下で9割軽減の基準に該当しない		8.5割
33万円+(27万円×被保険者の数)以下	33万円+(26.5万円×被保険者の数)以下	5割
33万円+(49万円×被保険者の数)以下	33万円+(48万円×被保険者の数)以下	2割

※同じ世帯の後期高齢者医療制度の被保険者全員と世帯主の総所得金額等を合計した額をもとに軽減されます。  
※65歳以上(平成29年1/1時点)の方の公的年金所得は、さらに15万円(高齢者特別控除額)を差し引いた額で判定します。  
※軽減判定は、当該年度の4/1(新たに制度の対象となった方は資格取得時)における世帯状況により行います。

※被扶養者軽減の対象となった方の所得割額は、平成29年度までは賦課されませんが、賦課の開始時期について今後検討されます。

保険料の計算方法等の詳細は、東京都後期高齢者医療広域連合が発行している「東京いきいき通信」等をご覧ください。  
なお、平成29年度の保険料額決定通知書等は7月中旬に発送します。

# 国民健康保険料を改定 保険料納入通知書は6月中旬に発送

平成29年度の国民健康保険料(均等割額・所得割率)等が下表のとおり改定されました。保険料は、世帯ごとの加入者数と所得額を基にそれぞれ算出した医療分(基礎分)、支援金分(後期高齢者支援金等分)、介護分(介護納付金分)の各区分を合わせた金額となります。  
また、総所得金額等が基準以下となる世帯が対象の保険料均等割額の減額についても、減額基準が変更されました。  
保険料の計算方法、均等割額の減額基準など、詳細は4月中旬に国保加入世帯にお送りする「国保だより」および小冊子「みんなで守ろうわたしたちの国保」をご覧ください。

平成29年度の保険料通知は、6月中旬に世帯主あてにお送りします。なお、納付方法は2種類あります。  
【普通徴収】  
納付書または口座振替等による納付方法です。年間保険料を6月期、翌年3月期までの10回に割り振り、納めていただきます。  
【特別徴収】  
年金から保険料を差し引く納付方法です。4・6・8月に仮徴収(※)として納めていただいた後、年間保険料から仮徴収額を除いた残りを10・12・2月の本徴収で納めていただきます。  
※前年度から引き続き特別徴収の方は、平成29年2月に年金から納めた額と同額を仮徴収として各月に納めていただきます。  
4月から新たに特別徴収の対象となる方は、前年度の年間保険料額を参考に、仮に算定した金額を仮徴収として納めていただきます。対象の方には事前に仮徴収決定通知書をお送りします。

本人の意思なく失業された国保加入者の保険料の負担軽減のため、前年の給与所得を100分の30として保険料を算定する軽減措置を行います。  
【雇用保険受給資格者証の離職理由コードが「11、12、21、22、23、31、32、33、34」のいずれかで、離職時の年齢が65歳未満の方】  
【医療保険資格賦課係】  
☎(3647)8520  
FAX(3647)8443



## 高齢者の安心した暮らしをサポート

今日から、新年度がスタートしました。気候も暖かくなり人々の気持ちも浮き立つ時期です。本区は、先月15日に区制施行70周年を迎えました。歴史と伝統、先進性が共存する魅力あふれる50万人都市のさらなる発展に全力で取り組んでまいります。  
さて、国の総人口に占める65歳以上の高齢者割合は、世界でも類を見ない高齢化進行の早さで、現在は27%台に達し過去最高となっています。また、都市部を中心に75歳以上の高齢者が

急増するとともに単身や夫婦のみの高齢者世帯、認知症高齢者が増加することも見込まれています。50万人の本区では、65歳以上の人口が現在11万人に迫り、急速に進む高齢社会への対策は待たなれません。区では、高齢者に必要な介護サービスや保健福祉サービスのほか、日常生活支援などの相談に応じてくれる「長寿サポートセンター」を4月から21か所に拡充して機能強化を図りました。

これは、高齢者5,000人に対して1センターを配置する、23区でもトップクラスの相談支援体制となります。誰もが住み慣れた地域で、いつまでも安心して暮らし続けたいという思いは共通です。団塊の世代が75歳以上となる2025年を見据え、包括的な支援・サービスを提供できる「地域包括ケアシステム」の中核的な役割を担う長寿サポートセンターの体制を早期に確立しました。

表1 廃棄物処理手数料

現行料金	改定料金
36.5円/kg	40円/kg

表2 事業系有料ごみ処理券

券種	現行料金	改定料金	差額
70L券(1セット5枚)	2,415円	2,660円	245円
45L券(1セット10枚)	3,100円	3,420円	320円
20L券(1セット10枚)	1,380円	1,520円	140円
10L券(1セット10枚)	690円	760円	70円

事業活動に伴って生じた廃棄物は、事業者自らの責任で適正に処理することが法律で規定されています。ただし、日量平均50kg未満の排出事業者は、事業系有料ごみ処理券を貼付することで区の集積所に排出できます。現行の手数料と実際の廃棄物処理にかかる費用との差を解消するため、10月1日(日)に廃棄物処理手数料を表1のとおり改定します。事業系有料ごみ処理券の料金も表2のとおり改定します。

## 事業系有料ごみ処理券の料金改定 10月1日(日)から新しい券に切り替え

現在、発行している事業系有料ごみ処理券は、9月30日(土)をもって販売を終了します。なお、使用期限は、10月31日(火)です。期限までに使用できな

購入済のごみ処理券の取扱い  
現在、発行している事業系有料ごみ処理券は、9月30日(土)をもって販売を終了します。なお、使用期限は、10月31日(火)です。期限までに使用できな

非自発的失業者の方の  
保険料を届出により軽減  
企業の倒産やリストラなど、切れる数量を購入してください。  
【清掃リサイクル課】  
☎(3647)9181  
FAX(5617)5737

平成29年度 国民健康保険料額

①～③の均等割額と所得割額(所得割率を用いて算定)の合計額が平成29年度の年間保険料額です。

	①医療分 (加入者全員)	②支援金分 (加入者全員)	③介護分 (40～64歳の加入者)
均等割額	38,400円/人 (前年度から3,000円増)	11,100円/人 (前年度から300円増)	15,600円/人 (前年度から900円増)
所得割率	7.47% (前年度から0.61ポイント増)	1.96% (前年度から0.06ポイント減)	1.54% (前年度から0.06ポイント増)
年間限度額	540,000円 (前年度と同額)	190,000円 (前年度と同額)	160,000円 (前年度と同額)

凡例 時日時 場所 集集合 人対象・定員 費用 内容 師講師 保一時保育 縮縮切日 申申込 問問合先 HPホームページ eメール